

食事療養費標準負担額変更について

令和6年6月から入院時の食費が変わります

健康保険法施行令の改正により、令和6年6月1日から入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

食事療養費標準負担額

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、30円引き上げることとなりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10円～20円引き上げる内容となっています。

		1食あたりの負担額		
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降	
一般		460円	490円	
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円 (91日目以降160円)	230円 (91日目以降180円)	
	低所得者Ⅰ	70歳未満	210円 (91日目以降160円)	230円 (91日目以降180円)
		70歳以上75歳未満	100円	110円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		260円	280円	

65歳以上の方が療養病棟に入院したときの生活療養費標準負担額

65歳以上の方が療養病床に入院したときの食費も、同じく1食につき30円引き上げることとなりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10円～20円引き上げる内容となっています。なお居住費に変更はありません。

		1食あたりの負担額	
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
一般		460円	490円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円 (医療の必要性の高い方 91日目以降160円)	230円 (医療の必要性の高い方 91日目以降180円)
	低所得者Ⅰ	130円 (医療の必要性の高い方 91日目以降100円)	140円 (医療の必要性の高い方 91日目以降110円)
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		260円	280円